

領事からのお知らせ（２０１７．０５．２６）

<<今号の内容>>

- １ ジャパン・レール・パス購入時に必要な在留期間確認書類について
- ２ 公的年金受給資格の期間短縮について
- ３ 領事出張サービスの実施について
- ４ 百歳以上の長寿者調査（ご協力のお願い）

１ ジャパン・レール・パス購入時に必要な在留期間確認書類について

３月３１日、ＪＲグループは、ジャパン・レール・パス（ＪＲＰ）の利用資格の一部を変更し、６月１日から、「在留期間が連続して１０年以上であることを確認できる書類」を所持する海外在住の日本人の方にもＪＲＰの引換証を販売する旨発表しました。この確認に必要とされる書類について、以下のとおりお知らせします。

なお、ＪＲＰの利用資格については、こちらをご覧ください。

http://www.japanrailpass.net/about_jrp.html#bm_001

また、ＪＲＰに関する照会は、ＪＲグループ各社のホームページに記載されている「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

○在留期間確認のための書類（以下のいずれかになります。）

（１）在留証明書

- ・申請方法：本人出頭（郵送又は代理申請不可）

- ・手数料：１１フラン（平成２９年度）

必要書類：こちらの「転入時期を記載する場合」をご覧ください。

（<http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/syoumeisyo-zairyushomei.html>）

- ・留意点：「在留証明」の同居家族欄では、在留期間の確認ができないため、個々に「在留証明」を取得するか、次の「在留届の写し」を申請してください。

（２）在留届の写し

- ・申請方法：本人出頭又は同居家族からの申請（郵送又は同居家族以外の代理申請不可）

- ・手数料：無料

- ・必要書類：申請書（当館備付）

個人情報提供に関する同意書（申請人以外の者の情報を含める場合）

旅券原本（上述の同意者旅券も必要）

- ・留意点：在留届の「到着年月日」が１０年以上前であっても、「在外公館受付日付」が１０年に満たない場合は、利用資格はありません。

在留届の写しで要件を満たしているかは、在留届を確認してからとなりますので、ご来館前に当館に電話でご確認されることをお勧めします。

2 公的年金受給資格の期間短縮について

平成29年8月より、公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されることとなりました。

お問い合わせ先を含む詳細はこちら
(<http://www.nenkin.go.jp/shiraberu/kaigai.files/leafletJ.pdf>)
をご覧ください。

3 領事出張サービスの実施について

チューリッヒ日本人学校及びバーゼル市内において領事出張サービスを実施いたします。取扱いができる各種手続き、利用方法などについては、ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

(<http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/ryojisvc.html>)

○チューリッヒ日本人学校（ウスター市）

- (1) 日時：6月17日（土）10：00～12：00，13：00～15：00
- (2) 会場：チューリッヒ日本人学校2階音楽室内

4 百歳以上の長寿者調査（ご協力のお願い）

日本政府は、毎年「敬老の日」の記念行事として、百歳以上の長寿者の状況について「記者発表」を行うと共に、百歳を迎える日本人の方に対し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、内閣総理大臣からのお祝い状及び記念品の贈呈を実施しています。

海外に在留している日本国籍保持者の方も調査・贈呈の対象となりますので、下記をご参照の上、該当される方、又は該当者をご存じの方は、当館までご連絡いただきますようご協力をお願いします。

(1) 調査対象

1918年（大正7年）3月31日以前に出生した日本国籍保持者

【注1】調査の対象は、百歳以上の在留邦人です。

【注2】今年度の長寿表彰の対象は、1917年（大正6年）4月1日から1918年（大正7年）3月31日までの間に出生した在留邦人です。

(2) 期限

本年6月9日（金）

(3) 連絡いただきたい事項（分かる範囲で結構です）

○氏名とふりがな

- 性別
- 生年月日
- 本籍地
- 現住所
- 連絡先の電話番号， F A X 番号， メールアドレス

【バックナンバー】

バックナンバーは[大使館HP](#)でご覧になれます。

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信若しくは解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら](#)から手続きをお願いいたします。（転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。）

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular section

Postfach 3000 Bern 9

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp_home.htm

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>